

訪問介護サービス重要事項説明書

あなた(又はあなたのご家族)が利用しようと考えている訪問介護サービスについて契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第8条の規定に基づき、訪問介護サービス契約締結に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を書いたものです。

1 訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称 有限会社ヒロショウ
代表者氏名 取締役 石田 貴士
所在地 奈良県大和高田市野口 390 番地 6
(連絡先) (電話番号) 0745-22-6468
(ファックス番号) 0745-25-1168

2 利用者へのサービス提供する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称 訪問介護 うたたね
指定事業所番号 2970200461
事業所所在地 奈良県大和高田市野口 390-6 番地
連絡先 (電話番号) 0745-22-6468 ファックス番号 0745-25-1168
相談担当者名 (サービス提供責任者) 氏名 石田 めぐみ 石田 大輔
事業所の通常のサービス実施地域 大和高田市、香芝市、広陵町、橿原市、葛城市

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的 身体介護、その他の生活全般にわたるサービス提供を通じて、要介護状態等となったご利用者が居宅において可能な限り、その有する能力に応じて自立した生活が営めるよう援助します。

運営方針 (1) 事業にあたっては、必要な時に必要な訪問介護サービスが、提供できるよう努めます。

(2) 奈良県、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅介護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

(3) この他、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日 月曜日から金曜日但し国民の休日、夏期（8月12日から8月16日）年末年始（12月28日から1月4日）を除く

営業時間 午前9時から午後7時（営業日以外でもご利用者のお申し込みにより、サービスを提供することがあります）。

(4) 事務所窓口の営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日但し国民の休日、夏期（8月12日から8月16日）年末年始（12月28日から1月4日）を除く

営業時間 午前9時から午後5時

(5) 事業所の職員体制

事業所の管理者	石田 めぐみ
職種	職務内容
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成等 1名 以上
石田 めぐみ ・石田 大輔	サービス利用の申込みに係る調整 訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理
訪問介護員	5名（女性4名・男性1名）上記サービス提供責任者を除く（令和5年11月現在） 訪問介護計画に基づいた訪問介護サービスの提供

提供するサービスの内容と料金及び利用料(ご利用者負担額)について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの区分	サービスの種類	サービスの内容
身体介護	食事介助	食事の介助
	排泄介助	トイレ介助、おむつ交換等
	入浴介助	入浴の介助
	更衣介助	衣類の着脱の介助等
	清拭、洗髪	清拭、洗髪等
	整容介助	洗面、歯磨き、整髪等の介助
	移動、移乗介助	移動のための歩行介助、車イスへの移乗介助等
	体位変換	寝返り等体位の変換
	その他	その他の身体介助

サービスの区分	サービスの種類	サービスの内容
生活援助	調理	食事の援助、準備等
	洗濯、補修	衣類等の洗濯、補修
	掃除、整理整頓	居室等の掃除、整理整頓
	買物	日用品等の買物
	その他	その他の生活援助

初回加算 初めての訪問時に提供責任者が介護員等と同行訪問，若しくは提供責任者が介護員としてサービス提供訪問して介護計画書を作成済（利用者同意済）の時200単位加算させていただきます。

処遇改善加算 介護職員の処遇改善を目的に創設された、介護保険の加算です。

ベースアップ加算 介護職員の処遇改善を目的に創設された、介護保険の加算です。

これらのサービスからご利用者の要介護状態の軽減を図るよう、状況に応じて、サービス提供を行います。

提供するサービスの料金とその利用料について

介護報酬の告示上の金額とします。

但し利用料の負担については軽減等の措置を受ける場合は、その額とします。

その他費用について

交通費 ご利用者の居宅等が通常のサービスの実施地域以外の場合、またサービス提供中に交通費が

生じる場合は、交通費の実費を請求します。

光熱水費 サービス提供に当たり必要となるご利用者の居宅等で使用する電気、ガス、水道の費用は、ご利用者の負担となります。

利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、その他の費用はご利用者負担のある月ごとに計算し、請求します。

2 請求書は利用明細を添えてご利用のあった月の翌月10日までにご利用者あてにお届けします。

利用料、その他の費用の支払い

1 ご利用者負担のある月ごとにお渡しする請求書は、内容を照合の上、請求月の月末までに下記のいずれかの方法によりお支払いください。

(ア) 銀行振込・自動引き落とし

(イ) 現金支払い

3 お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。

訪問介護員のサービス提供について

(1) 訪問介護員が行えない行為

医療行為、ご利用者ご本人以外へのサービス提供

(2) その他の留意事項

暴風警報が発令される等不可抗力の事情により、サービス提供を行えない場合があります。

訪問介護計画の変更又はその計画に入っていないサービスの提供の場合は、あらかじめ居宅介護支援事業者の了解を得る必要があります。

訪問介護員の変更に関する申し出について

ご利用者のご事情により、訪問介護員の変更を希望される場合はサービス提供責任者までご相談ください。担当訪問介護員の変更につきましてははできる限りご利用者のご希望を尊重して調整を行います

が、事業所の人員体制等により、ご希望に添えない場合があることをあらかじめご了承ください。

秘密の保持と個人情報の保護について

ご利用者及びそのご家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知りえたご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

個人情報の保護について

事業者はご利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等においてご利用者及びそのご家族の個人情報を用いません。事業者はご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

虐待の防止に関する措置に関する事項（令和5年11月追記）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

